

局長	官房審議官	総務課長	調査教説課長	人権啓発課長	参事官	局付	決裁・供覧
○	—	○	○	—	○	○	令和3年4月21日開始 令和3年4月22日終了
人権擁護推進室長	総括補佐官	人権擁護調査官	補佐官・専門官 (調)	(調)	係長・主任 (調)	係員 (調)	担当官
—	—	—	—	—	—	○	○

件名 【決裁】 「YouTube公認報告者プログラム」への参加に係る法務省HPへの掲載について

標記について、別紙案のとおり、「YouTube公認報告者プログラム」に参加する旨をHPに掲載することとしたい。

【決裁官意見欄】

本件の更新と合わせて「YouTube公認報告者プログラム」をHPに掲載することとします。 ④

○
内閣府規制課 4/22

○ 「YouTube公認報告者プログラムへの法務省人権擁護機関の参加について」

インターネット上の人権侵害にかかる削除要請に対する削除率が低迷しているYouTubeについて、今般、YouTube公認報告者プログラム※に当局が参加^{する}こととなったことから、HP上に当該旨を公表することとしたい。

なお、YouTubeのサービスに係る記載部分は、別途、決裁後にGoogle社に確認することとします。

※ YouTubeのコミュニティガイドライン（利用規約）に違反しているコンテンツの報告に関して、特に貢献度の高い個人、政府機関、N.G.Oに対して提供しているプログラム

当該プログラムに参加することで、

- ・報告されたコンテンツの審査結果の表示
 - ・公認報告者によって報告された動画の優先的な審査
 - ・YouTubeとの継続的なディスカッションとフィードバック
- を受けることが可能となります。

【概要】

法務省HPのSNS利用に関する人権啓発サイト（「インターネットによる人権侵害をなくしましょう」（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>））の削除要請に関する記載部分（「インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数」の後）に、以下の内容を掲出する。

削除要請の実効性を高める取組

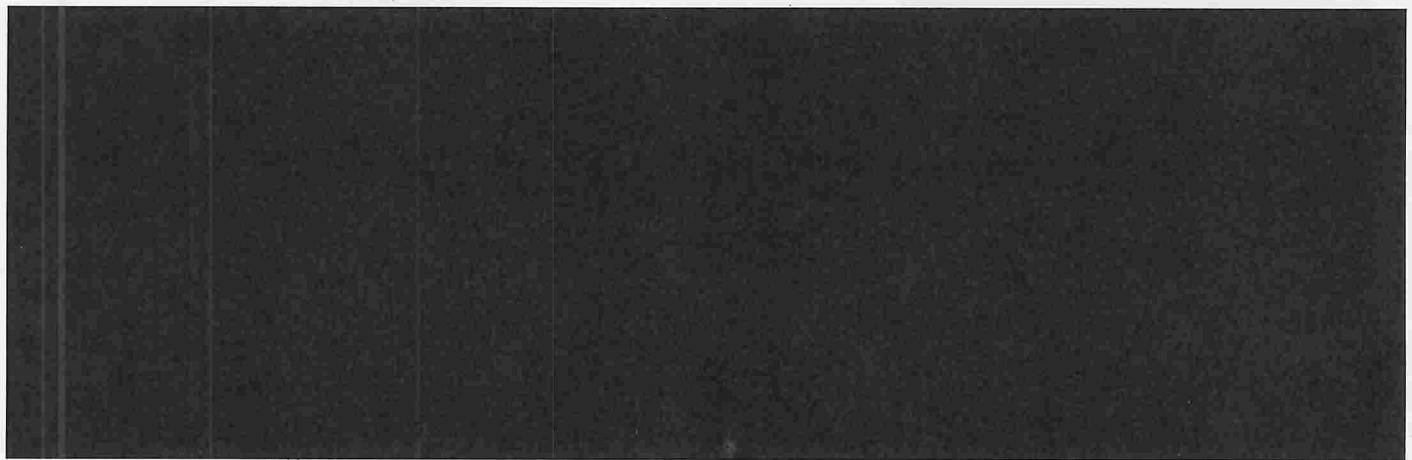
法務省の人権擁護機関では、削除要請の実効性を高めるため、様々な取組を行っています。

YouTube公認報告者プログラムへの参加について

令和3年4月〇日

YouTube 公認報告者プログラムへの参加について

令和3年4月〇日



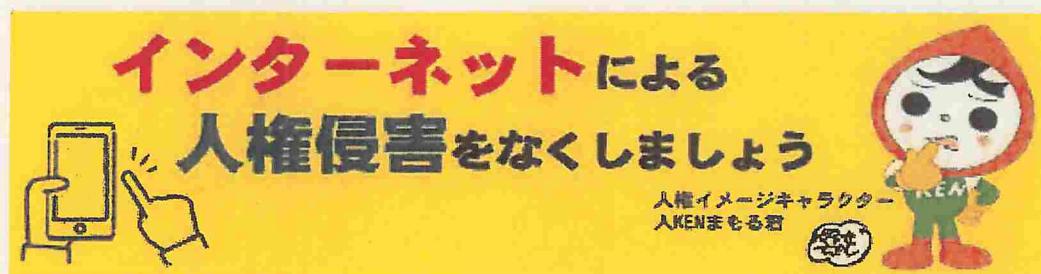
| アクセス サイトマップ | 相談窓口 キッズルーム 本文へ ENGLISH |
 文字の大きさ 標準 拡大 | 色変更・音声読み上げ ルビ振り | |



会見・報道・お知らせ | 法務省の概要 | 試験・資格・採用 | 政策・審議会等 | 申請・手続・相談窓口 | 白書 | 検索

[トップページ](#) > [政策・審議会等](#) > [国民の基本的な権利の実現](#) > [人権擁護局フロントページ](#) > [啓発活動](#) > インターネットによる人権侵害をなくしましょう

インターネットによる人権侵害をなくしましょう



インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込み、インターネット上でのいじめなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(いわゆるヘイトスピーチ)や、部落差別等の同和問題に関して差別を助長するような内容の書き込みがされることもあります。

また、近年特に問題となっている児童ポルノは、それ自体、子どもの人権擁護上許されるものではありませんが、その画像がいったんインターネット上に流出すれば、画像のコピーが転々と流通して回収することが極めて困難となり、被害を受けた児童は将来にわたって永く苦しむことになるなど、重大な人権侵害と言わざるを得ません。

さらに、自殺を誘うような情報等、インターネット上の有害情報に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害に遭うなどの人権侵害事案も発生しています。

法務省の人権擁護機関では、「インターネットによる人権侵害をなくそう」を強調事項として掲げて啓発活動を行っています。インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重した行動をとるようにしましょう。

■ SNS等による人権侵害に関する啓発コンテンツを作成しました！

一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構及び総務省と共同して、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設しました。このサイトは、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構に参加する全17事業者が管理するSNS等において、発信されます。



サイトには、利用する際のルールのほか、ブロック、ミュートなどのユーザー保護機能の活用方法や、SNSの投稿の削除手順等が掲載されています。
ぜひご覧下さい。

人権啓発サイトはこちら▶

あなたのブログやHPから啓発の輪を広げよう！

法務省ホームページへのリンクについては、自由に設定していただくことが可能です。
リンクの設定をされた場合には、法務省ホームページの「ご意見・ご感想」のページからお知らせください。
本ページへリンクを設定される際には、以下のバナー画像やこちらのバナー画像を御活用ください。

※バナーのデザインは一切改変せず御使用願います。



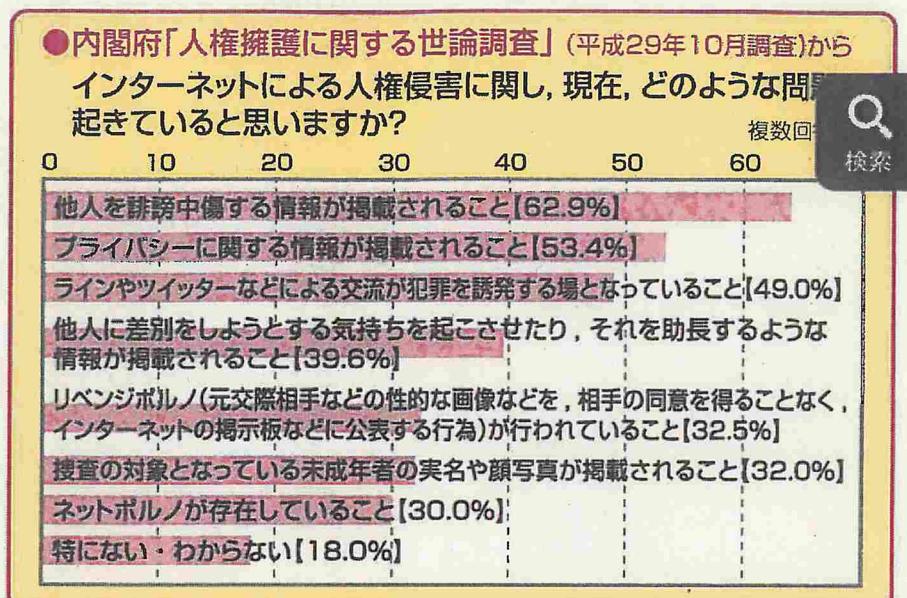
インターネット人権侵害問題対策バナー1



インターネット人権侵害問題対策バナー2

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

平成29年に内閣府により行われた調査では、過半数が、他人を誹謗中傷する情報や、プライバシーに関する情報が掲載されることが問題となっていると回答しています。



内閣府「人権擁護に関する世論調査」

人権啓発教材

啓発ビデオ「インターネットと人権」(YouTubeが表示されます。)

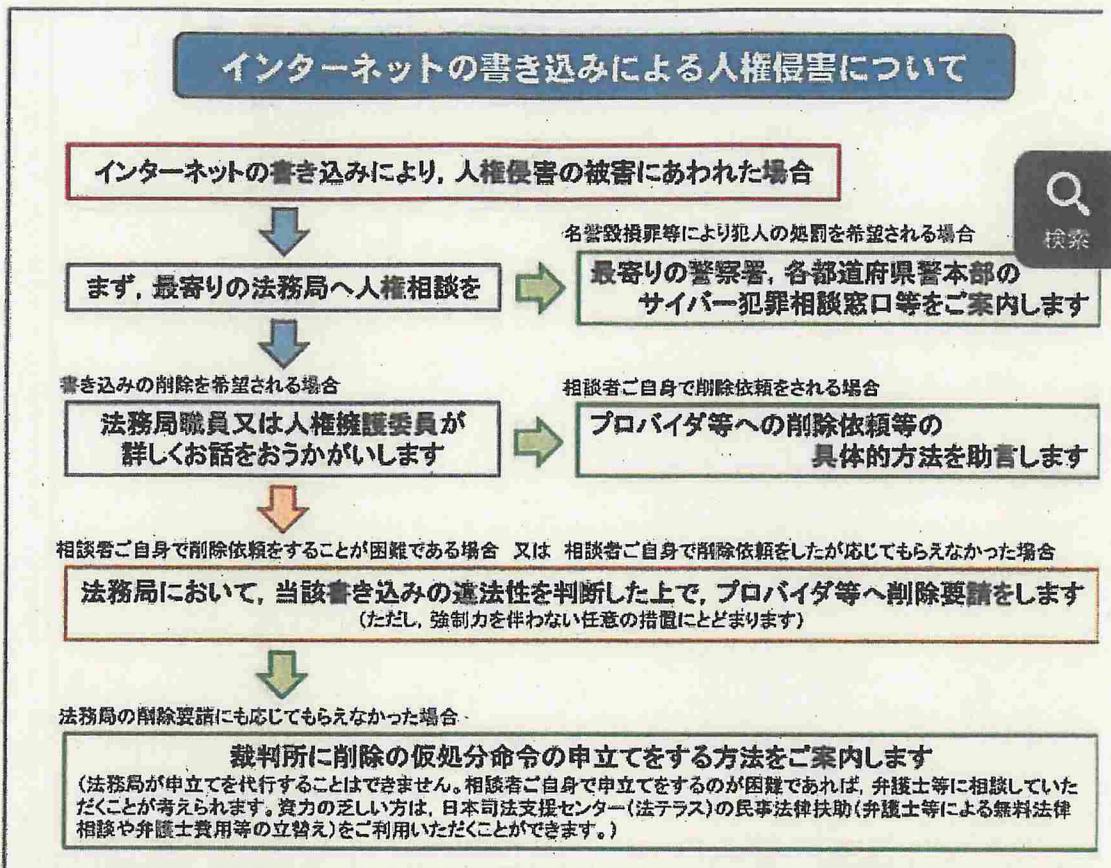


人権啓発ビデオ「インターネットと人権」

啓発ビデオ「インターネットの向こう側」(YouTubeが表示されます。)

啓発ビデオ「自分の胸に手を当てて」(YouTubeが表示されます。)

啓発冊子「あなたは大丈夫？考え方！インターネットと人権＜三訂版＞」【PDF】



インターネット上で人権を侵害されたときは、プロバイダなどに情報の削除依頼を

インターネット上に自分の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする情報が掲載されても、発信者が誰か分からぬことも多く、被害に遭われた方が直接被害を回復するのは困難です。そこで被害に遭われた方は、プロバイダ、サーバの管理・運営者など(以下、「プロバイダなど」といいます。)に対し、発信者の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼することができます。

被害に遭われた方が自らプロバイダなどに人権侵害情報の削除を依頼する場合

プロバイダなどに対し、「侵害情報の通知書 兼 送信防止措置依頼書」を送付することにより、人権侵害情報の削除を依頼することができます。→用紙の見本・記載例は[こちら](#)
(注)送付先のプロバイダなどは、インターネット上の情報により異なります。送付先が分からぬ場合は、最寄りの法務局にご相談ください。

被害に遭われた方が自ら削除を求めることが困難な場合は、法務局が削除を要請

被害に遭われた方が自ら削除を求めることが困難な場合は、最寄りの法務局にご相談ください。

法務局では、まず、人権侵害情報の削除依頼の方法について助言を行うなど、相談者ご自身が被害の回復を図るための手助けをします。

また、このような手助けをしても相談者ご自身で削除を求めることが困難な場合や相談者からの削除依頼にプロバイダなどが応じない場合などには、法務局が、プロバイダなどへの削除の要請を行います。法務局からの削除要請は、インターネット上の情報について法務局が調査を行い、名誉毀損やプライバシー侵害などの人権侵害に該当すると認められる場合に行います。

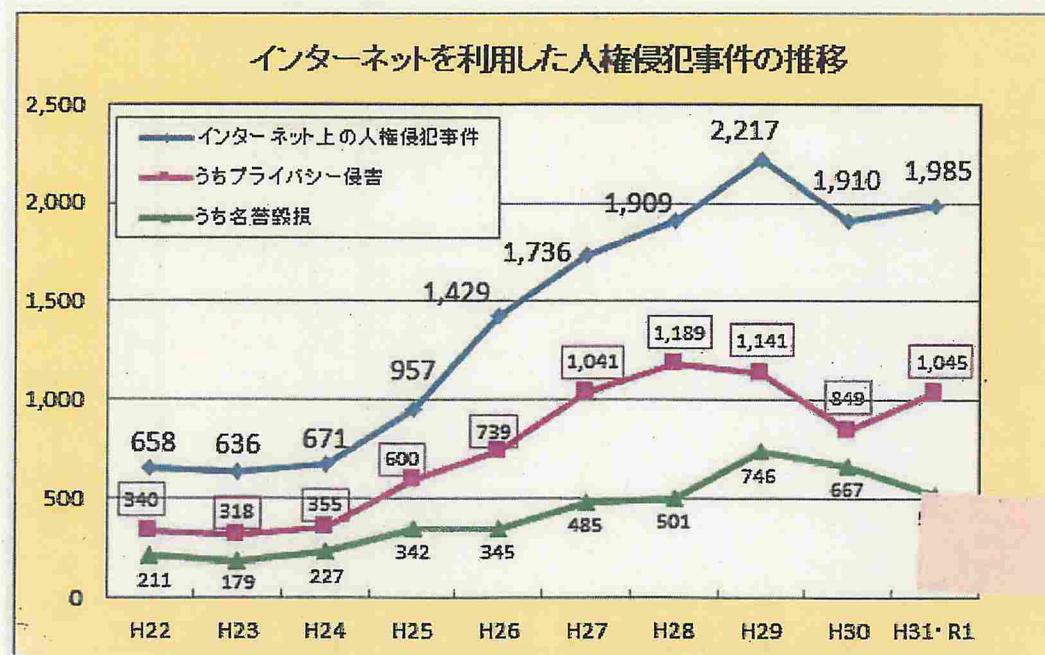
※プロバイダ責任制限法等については、後述の「参考」をご覧ください。



検索

インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した事件のうち、インターネットを利用した人権侵犯事件数は、高水準を維持しています。



インターネットを利用した人権侵犯事件の推移(グラフ)

この部分は追加

インターネット人権相談受付窓口やみんなの人権110番など人権相談窓口について

インターネットによる人権侵害のほか、様々な人権問題についても相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

パソコンからの相談はこちら / 携帯電話からの相談はこちら

全国共通人権相談ダイヤル(みんなの人権110番)

電話：0570-003-110(ゼロゼロみんなのひやくとおばん)

最寄りの法務局につながります。

子どもの人権110番(フリーダイヤル)

電話：0120-007-110(ゼロゼロななのひやくとおばん)

「いじめ」や虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。

女性の人権ホットライン

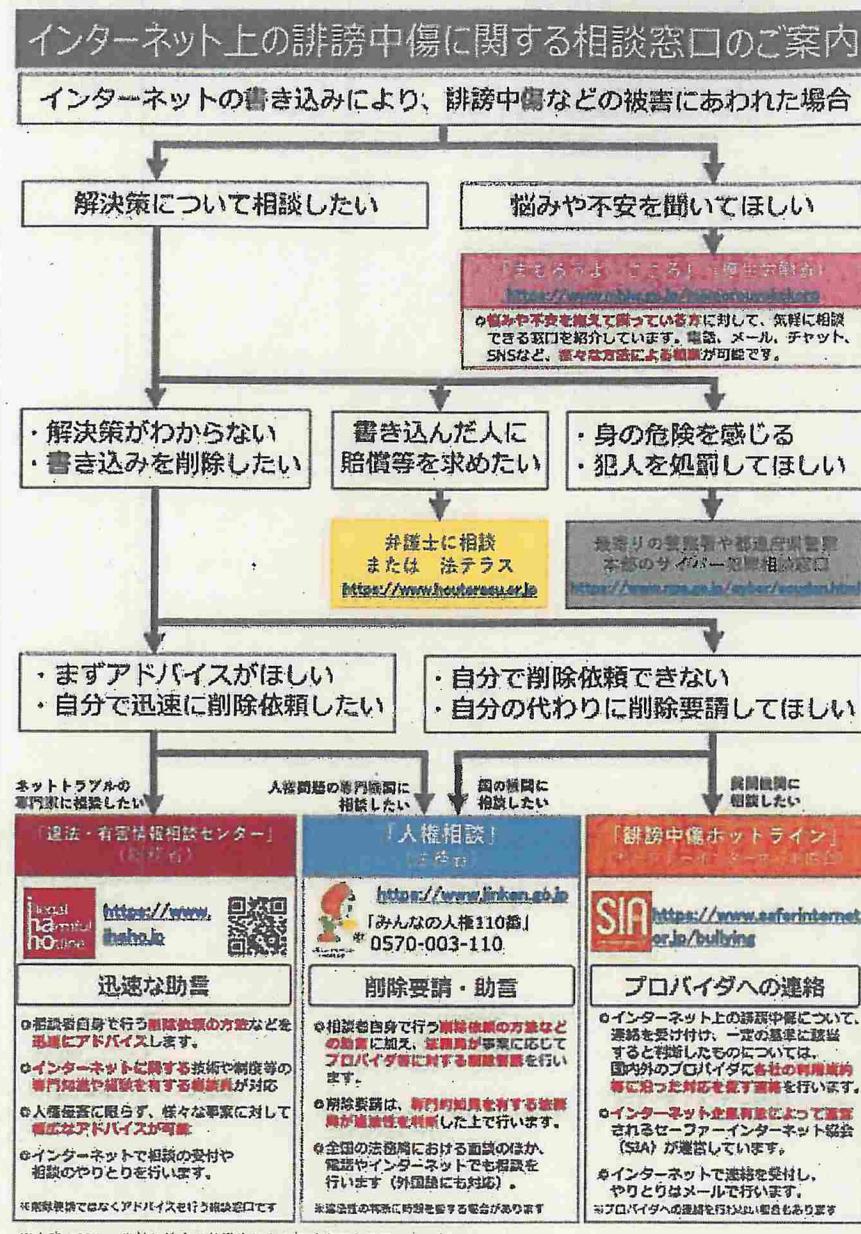
電話：0570-070-810(ゼロナナゼロのハートライン)

女性の人権問題に関する専用相談電話です。



その他の相談窓口について

法務省の人権擁護機関以外にもインターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口があります。次の案内図を確認していただき、御自身の希望に添った相談窓口にお問い合わせください。



迅速な助言

- ①相談者自身で行う削除依頼の方法などを通じにアドバイスします。
 - ②インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する専門家が対応
 - ③人権侵害に限らず、様々な事象に対して幅広いアドバイスが可能
 - ④インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。
- ※専門家ではありませんが、アドバイスを行なう窓口です

削除要請・助言

- ①相談者自身で行う削除依頼の方法などを通じにアドバイスします。
 - ②専門知識や経験を有する専門家が対応
 - ③専門知識や経験を有する専門家が専門性を判断した上で行います。
 - ④削除要請は、専門的知識を有する専門家が専門性を判断した上で行います。
 - ⑤全国の法務省における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います（外国語にも対応）。
- ※専門家ではありませんが、アドバイスを行なう窓口です

プロバイダへの連絡

- ①インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に基づいて判断したものを通じて、国内外のプロバイダに自己の利用実態等に沿った対応を促す面談を行います。
- ②インターネット企業界連絡会にて運営されるセーフアーネット協議会（SIA）が運営しています。
- ③インターネットで連絡を受付し、やりとりはメールで行います。
- ④プロバイダへの連絡を行なう窓口もあります

リンク

「法テラスホームページ」<http://www.houterasu.or.jp/>

犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714(なくことないよ)

「プライベートな性的画像を勝手に公表することは犯罪です！！」(警察庁)

<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/shiseigazouboushi/index.html>

「ネット社会の健全な発展に向けた連絡協議会」

<http://www.fmmc.or.jp/net-shakai/index.html>

政府広報オンライン

お役立ち記事「インターネットによる人権侵害に注意！」へ(平成24年9月掲載)

政府インターネットテレビ「インターネットを使った人権侵害～迷わず相談 みんなの人権110番」(平成24年10月掲載)

参考



・プロバイダ責任制限法

プロバイダ責任制限法（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」）では、インターネット上で人権侵害にあったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や情報の発信者に関する情報の開示を請求する権利などについて次のように定めています。

1. 発信者情報の開示

被害者は、被害者の権利が侵害されたことが明らかであって、損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他開示を受けるべき正当な理由がある場合、プロバイダに対し、権利侵害の情報の発信者（掲示板やSNSなどに書き込んだ人）の氏名、メールアドレス、住所などの情報の開示を請求することができます（第4条第1項）。

2. プロバイダの責任の制限など

プロバイダは、インターネット上で他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときには、被害者に対して損害賠償責任を負うことがあります（第3条第1項）。この規定により、プロバイダが不作為責任を負う場合が一定の範囲で明確化されることとなり、問題とされる情報に対してプロバイダによる適切な対応が促されることになるものと期待されます。

また、インターネット上の情報を削除した場合に、その情報が他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったときなどには、必要な限度において削除したことについて発信者から責任を問われることはできません（第3条第2項）。この規定により、プロバイダは、一定の要件に該当する場合でなければ発信者との関係で責任を負わないことが明確となるため、他人の権利を侵害する情報の送信を防止する措置を講ずることを過度に躊躇することなく、自らの判断で適切な対応を取ることが促されることが期待されます。

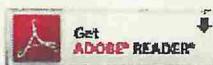
・プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン

プロバイダ責任制限法を踏まえ、業界団体などにより構成される「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」が「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を定めています。これにより、被害者からの要請を受けたプロバイダがとるべき行動基準を明確化しています。

本ガイドラインでは、法務省の人権擁護機関から削除要請があった場合のプロバイダ等の対応につき、「プロバイダ等は、法務省人権擁護機関より本ガイドラインに定める手続に

より侵害情報等の必要な事項を特定のうえ送信防止措置の依頼を受けた場合、『他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由』を否定する特段の理由がなければ、当該依頼に基づきプロバイダ等が当該情報の不特定者に対する送信を防止するため最小限度の措置を講じたときは、裁判所によってもプロバイダ等が発信者に対する損害賠償責任を免れるものと判断されると期待される」としています。

人権擁護局フロントページへ



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。



リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

▲ ページトップへ



法務省公式Twitter



You Tube法務省チャンネル

会見・報道・お知らせ	法務省の概要	試験・資格・採用	政策・審議会等	申請・手続き・相談窓口	白書・統計・資料
大臣会見等	大臣・副大臣・政務官	司法試験 資格試験	省議・審議会等	情報公開・公文書管理	白書・統計 予算・決算
プレスリリース	法務省幹部一覧	採用試験	司法制度改革の推進	個人情報保護	パンフレット・リーフレット・ポスター
一筆書きキャラバン	組織案内 所管法令	その他の採用情報	国民の基本的な権利の実現	行政手続の案内	法務省だより あかれんが
法務省ソーシャルメディア公式アカウント	国会提出法案など		刑事政策 出入国在留管理	法令適用事前確認手続 オンライン申請	法務図書館蔵書検索
政府調達情報	法務省の沿革		国を当事者とする訴訟などの統一的・一元的処理	相談窓口	法令外国語訳データベース キッズルーム
主な法務省主催イベント			第14回国際連合犯罪防止 刑事司法会議		法務資料
その他のお知らせ					

(京都コング
レス)

赤れんが棟・
法務史料展示
室

政策評価等

パブリックコ
メント

新型コロナウ
イルス感染症
関連情報

その他の政
策・施策



法務省パン
フレット

広
報誌

プライバシー
ポリシー

ご利用に
あたって

政府関連
リンク

ご意見・
ご提案

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 (法 Copyright © The Ministry of Justice All
務省アクセス) Right Reserved.

電話 : 03-3580-4111 (代表)

法人番号1000012030001

YouTube 公認報告者プログラム

YouTube 公認報告者プログラムは、コミュニティ ガイドライン に違反しているコンテンツの報告に関して特に貢献度の高い個人、政府機関、非政府組織（NGO）に強力なツールを提供する目的で、YouTube が開発しました。

YouTube 公認報告者プログラムの内容:

- 一度に複数の動画を報告できる一括報告ツール
- 報告されたコンテンツの審査結果の表示
- より迅速に対処されるよう、公認報告者によって報告された動画を優先的に審査
- YouTube のさまざまなコンテンツ領域に関する継続的なディスカッションとフィードバック
- NGO のみ: 不定期のオンライントレーニング

プログラムへの参加資格

YouTube 公認報告者プログラムに参加できるユーザー

YouTube 公認報告者プログラムへの参加資格があるのは、個人ユーザー、政府機関、NGO です。候補者は 1 つ以上のポリシー分野（こちら のリストを参照）を専門として、コンテンツの問題を頻繁かつ正確に報告し、さまざまなコンテンツ分野に関して YouTube との継続的なディスカッションやフィードバックを行うことが望されます。

YouTube 公認報告者になるための手順

YouTube を熱心に使用し、公認報告者になることを希望される場合は、プログラム参加のための最初の手順として、違反の可能性があるコンテンツを審査の対象として報告してください。コンテンツを報告するには、YouTube 公認報告者プログラム参加の場合を含め、YouTube にログインする必要があります。

個人ユーザー

多数の動画を正確に報告しているユーザーには、公認報告者プログラムに参加していただくよう YouTube から招待します。

NGO と政府機関

NGO や政府機関を代表してプログラムへの参加を希望される場合は、お住まいの地域の YouTube または Google の連絡窓口までお問い合わせください。人権侵害の歴史や言論弾圧がある国の団体を含め、特定の団体はさらに詳細な審査の対象となることがあります。

YouTube 公認報告者になる前に、政府機関や NGO の参加者は YouTube のトレーニングに参加してコミュニティ ガイドラインと適用プロセスについて学んでいただく必要があります。

YouTube 公認報告者プログラムに登録後の要件

YouTube 公認報告者プログラムは、YouTube コミュニティ ガイドラインの適用を支援するために設けられています。参加者はガイドラインに違反している可能性のあるコンテンツの報告を頻繁に行うよう努め、YouTube のさまざまなコンテンツ領域について継続的なディスカッションとフィードバックを行う必要があります。また YouTube は、本プログラムの活動を十分に行っていない参加者について、解任する権利も有します。

参加者には連絡先メールアドレスを登録していただきます。団体の場合は YouTube 公認報告者としての継続的な連絡窓口となる 1 人以上の担当者の連絡先メールアドレスを登録してください。このメールアドレス宛に、YouTube 公認報告者プログラムに関する定期的なメールが送信されます。YouTube 公認報告者プログラムの参加者はすべて NDA の対象となります。

YouTube は独自の裁量により、プログラムへの参加拒否、プログラムの要件変更、またはプログラムの停止を行う権利を留保します。

報告の審査プロセス

公認報告者から報告された動画は、YouTube のコミュニティ ガイドライン に基づいて審査されます。公認報告者から報告されたコンテンツは、自動的に削除されたり、異なるポリシーによって対処されたりするわけでは

ありません。他のユーザーから受け取った報告と同じ基準が適用されます。ただし、その高い正確性により、
YouTube 公認報告者からの報告は優先的に審査されます。

公認報告者プログラムは、コミュニティ ガイドラインに違反している可能性のあるコンテンツを報告することを
目的としています。地域の法規制に違反する可能性のあるコンテンツを報告するためではありません。地域の法
規制に基づくリクエストは、こちらの指示に従って提出してください。